

定 款

平成 28 年 4 月 1 日

公益社団法人 北海道栽培漁業振興公社

定 款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人北海道栽培漁業振興公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を、札幌市中央区に置く。

2 この法人は、従たる事務所を札幌市白石区に置くほか、理事会の決議によって、必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、北海道における沿岸漁業の振興発展を図るため、栽培漁業を積極的に推進するとともに、水産資源の維持培養並びにその生息環境の保全に取り組み、もって国民生活に不可欠な水産物の安定供給と漁村の健全な発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 栽培漁業の推進と放流の効果調査及び啓蒙普及に関する事業（以下「栽培漁業推進事業」という。）
- (2) 栽培漁業を振興するための生産、育成及び放流に関する支援助成事業（以下「栽培漁業振興事業」という。）並びに水産業及び漁村の有する多面的機能を発揮するための地域の活動に対する支援助成事業（以下「地域活動支援事業」という。）
- (3) 栽培漁業に関する教育普及、技術指導及び情報の提供及びこれらの取組みに資する調査研究
- (4) 水産種苗の生産、供給及び種苗生産施設の運営管理
- (5) 水産資源の維持増大に関する業務並びに沿岸漁業振興に関する調査設計業務とその受託
- (6) 沿岸域及び河川、湖沼の環境影響調査並びに水産資源に対する環境影響調査とそれらの受託及び影響補償業務の受託
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、北海道において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した道内に事務所を有する漁業関係団体又は市町村

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより、申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費の納入により、この法人の事業を支援する。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産を処分し、又は担保に供すること
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、通常総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産を処分し、又は担保に供すること
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び議事録の作成にかかる職務を行った理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等の設置

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 17名以上19名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長及び常務理事のほか、副会長のうち理事会で選定する1名をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 代表理事は、代表理事会長、代表理事副会長、代表理事常務の職名を使用する。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会において正会員の代表者の中から選任する。ただし、理事のうち2人以下及び監事のうち1人は、正会員以外の者から選任することが出来る

2 会長、副会長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものとし、他の副会長は会長を補佐する。

- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常務理事の選定及び解職

(招 集)

第28条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会の議決であらかじめ定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。

(議 長)

第28条の2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会の議決であらかじめ定めた順序により、他の理事がこれにあたる。

(決 議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第31条 この法人の基本財産は、第4条の公益目的事業の用に供するものとし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第18条第7号に定める公益目的事業財産である北海道栽培漁業基金
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(財産の管理)

第31条の2 この法人の財産は、会長が善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、その方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、銀行への定期預金、信託会社への信託、国債又は公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

3 基本財産の運用益は、第4条の公益目的事業に使用する。

(基本財産の処分の制限)

第31条の3 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ、北海道知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第35条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第38条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 運営委員会等

(栽培漁業基金運営委員会)

第40条 この法人に、栽培漁業基金運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、栽培漁業推進事業及び栽培漁業振興事業を実施するための運営計画(以下「運営計画」という。)を策定し、理事会に提出する。

3 会長は、運営計画が理事会で承認されたときは、北海道知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

4 運営委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

5 前3項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関する細則は、理事会において定

める。

(北海道水産多面的機能発揮対策協議会)

第40条の2 この法人に、北海道水産多面的機能発揮対策協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。

2 地域協議会は、第4条第1項2号に定める地域活動支援事業の実施主体として、活動組織に関する指導・支援、対策の推進・普及、交付金事業等を実施する。

(地域協議会の規程)

第40条の3 地域協議会に関する規程は、別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を経て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第11章 補 則

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(委 任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

附 則（昭和54年10月1日 水産第403号指令 設立許可）

- 1 この法人の設立当初の役員は、第22条第2項及び第23条第1項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第25条第1項の規定にかかわらず、昭和55年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和55年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

- 附 則（昭和60年 6月25日 振興第182号指令 変更認可）
この定款の変更は、知事の認可の日から施行する。
- 附 則（昭和63年 8月 4日 栽培第390号指令 変更認可）
この定款の変更は、知事の認可の日から施行する。
- 附 則（平成 4年 6月 8日 栽培第 98号指令 変更認可）
この定款の変更は、知事の認可の日から施行する。
- 附 則（平成 5年 6月25日 栽培第135号指令 変更認可）
この定款の変更は、知事の認可の日から施行する。
- 附 則（平成 6年 7月 6日 栽培第131号指令 変更認可）
この定款の変更は、知事の認可の日から施行する。
- 附 則（平成 7年 6月21日 栽培第115号指令 変更認可）
この定款の変更は、知事の認可の日から施行する。
- 附 則（平成10年 6月25日 裁振第354号指令 変更認可）
この定款の変更は、知事の認可の日から施行する。
- 附 則（平成13年 7月19日 裁振第269号指令 変更認可）
この定款の変更は、知事の認可の日から施行する。
- 附 則（平成19年 7月19日 裁振第591号指令 変更認可）
この定款の変更は、知事の認可の日から施行する。
- 附 則（平成24年11月30日 法人第2219号指令 変更認可）
この定款の変更は、知事の認可の日から施行する。

※平成25年4月1日 公益社団法人 北海道栽培漁業振興公社 設立

- 4 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 5 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。
代表理事会 長 櫻庭 武弘
代表理事副会長 村井 茂
代表理事常 務 村上 一夫
- 6 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則（平成28年4月1日）
この定款第4条1項2，3号の変更及び第40条の2，第40条の3の追加については、平成28年4月1日より施行する。